

川崎市地域自立支援協議会区協議会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、川崎市地域自立支援協議会設置要綱（以下「要綱」という。）第2条第3項の規定に基づき、各区に設置する地域自立支援協議会（以下「区協議会」という。）の組織及び運営等に関する事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 区協議会の名称は、別表1に掲げる名称とする。

(所掌事項)

第3条 区協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 個別支援のあり方に関する協議
- (2) 地域の課題の抽出及び共有
- (3) 地域の支援体制の構築
- (4) 地域の社会資源の開発・改善
- (5) 権利擁護等に関する取組み
- (6) 委託相談支援事業者等の中立・公平性等に関する評価
- (7) その他、必要と認められる事項

(組織)

第4条 区協議会には、区全体会議、事務局会議を置く。

(区全体会議)

第5条 区全体会議は、各区役所保健福祉センター（以下「区保健福祉センター」という。）、各地区健康福祉ステーション（以下「地区健康福祉ステーション」という。）、基幹相談支援センター、地域相談支援センター、その他相談支援事業者、地域の関係機関・個人及び当事者等で構成する。

2 前項に規定する構成員（以下「構成員」という。）のうち、区保健福祉センター、地区健康福祉ステーション及び基幹相談支援センター、地域相談支援センター以外の構成員については、区全体会議において選定する。

3 構成員の任期は、各年度の4月1日から3月31日までの1年とする。ただし、再任を妨げない。

4 区全体会議において必要と認められたときは、年度途中であっても構成員を追加することができる。

5 補欠の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 区全体会議の決定として必要と認めるときは、区全体会議に関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(区全体会議の会議)

第6条 区全体会議は、区保健福祉センター長が主催し、招集する。

2 区全体会議は、原則として毎月もしくは隔月開催とする。

(事務局会議)

第7条 事務局会議は、区保健福祉センター及び基幹相談支援センター、地域相談支援セン

ターで構成する。

2 事務局会議には、構成員として必要な関係者を加えることができる。

3 事務局会議は、区協議会の運営・企画に必要な協議を行う。

4 事務局会議は、原則として毎月もしくは隔月開催とする。

(専門委員会)

第8条 区協議会は、第3条に規定する所掌事項のうち、特定の事項について取組みを行う必要があると認められるときは、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会には、区全体会議構成員のほか、専門委員会の取組内容に必要であると区全体会議で決定する委員で構成する。

3 区全体会議の決定として必要と認めるときは、専門委員会に関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(報告)

第9条 区協議会は、区協議会の月ごとの活動に関する報告書を作成し、要綱第4条第1項に規定する事務局会議（以下「事務局会議」という。）に報告しなければならない。

2 区協議会は、区協議会の年間の活動に関する報告書を作成し、事務局会議に報告しなければならない。

(庶務)

第10条 区協議会の運営は、各区に設置する基幹相談支援センターにおいて行う。

(補足)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、区全体会議の構成員の合議により定める。

附 則（22川健障計第858号。平成22年9月1日付決裁。）

この要領は、平成22年9月1日から施行する。

附 則（23川健障計第415号。平成23年4月1日付決裁。）

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（24川健障計第2126号。平成25年3月29日付決裁。）

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

別表1（第2条関係）

区	区協議会の名称
川崎区	川崎区地域自立支援協議会
幸区	幸区地域自立支援協議会
中原区	中原区地域自立支援協議会
高津区	高津区地域自立支援協議会
宮前区	宮前区地域自立支援協議会
多摩区	多摩区地域自立支援協議会
麻生区	麻生区地域自立支援協議会